

令和6（2024）年度 東近江市環境審議会 次第

日時：令和6（2024）年10月3日（木）
午前10時～
場所：東近江市役所301会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 自己紹介

4 会長、副会長の選出

5 会長あいさつ

6 諮 問

7 議 事

- (1) 環境審議会年次スケジュールについて
- (2) 第2次東近江市環境基本計画の進捗管理について
- (3) 第3次東近江市環境基本計画の策定について
- (4) 排水基準の一部改正について
- (5) 環境調査について

8 閉 会

事前配布 次第、委員名簿、審議会規則
資料1：環境審議会年次スケジュール
資料2：第2次東近江市環境基本計画の進捗管理
資料3：第3次東近江市環境基本計画の体系図（案）
資料4：排水基準の一部改正
資料5：環境調査まとめ

当日配布 資料3-1：第3次東近江市環境基本計画（素案）
資料3-1：環境に関する市民・事業者アンケート調査票
資料6：諮問書

令和6～7年度 東近江市環境審議会 委員

番号	委員	部門	所属
1	仁連 孝昭	学識経験者	長浜バイオ大学 理事長
2	山崎 亨	学識経験者	アジア猛禽類ネットワーク 会長
3	荒木 希和子	学識経験者	滋賀県立大学環境科学研究所 講師
4	藤岡 康弘	学識経験者	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
5	浦山 重雄	関係行政機関	東近江環境事務所 所長
6	金 再奎	関係行政機関	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総括研究員
7	向 春美	市民代表	八日市商工会議所 副会頭
8	足立 進	市民代表	東近江市観光協会 副会長
9	山口 美知子	市民代表	公益財団法人東近江三方よし基金 常務理事
10	植田 すゑ子	市民代表	東近江市商工会
11	綾 康典	市民代表	蒲生野考現倶楽部
12	熊倉 弘富美	市民代表	梵ジュール里山保全クラブ
13	水野 扶美	市民代表	滋賀県森林組合東近江事業所
14	三輪 昌美	市民代表	東近江市農業委員
15	山北 文子	市民代表 (公募)	遊林会

○東近江市環境審議会規則

平成18年4月1日

規則第38号

最終改正 令和5年4月1日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（平成18年東近江市条例第7号）第21条第5項の規定に基づき、東近江市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、特定の事項又は専門的事項を調査及び審議するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 第2条から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部森と水政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。